

住民基本台帳法施行令第12条第1項の規定に基づき、次の者の住民票を職権で処理しましたが、事件本人に通知することが困難なため、同条第4項の規定により公告します。

令和6年3月18日

京都市山科区長 横井 雅史

住民票上の 氏名	住民票上の住所	職権処理 の内容	処理年月日
八島 大祐	京都市山科区東野中井ノ上町20番地10 メゾン・ド・シプレ 207	実態調査 に基づく 職権消除	令和6年3月7日
三島 敬二	京都市山科区厨子奥矢倉町34番地8 ビュー矢倉205	実態調査 に基づく 職権消除	令和6年3月7日
村田 涼	京都市山科区東野八反畑町25番地5 グランコート八反畑 202号	実態調査 に基づく 職権消除	令和6年3月7日
檜原 嘉人	京都市山科区西野山中鳥井町91番地2 プレアール西野310号	実態調査 に基づく 職権消除	令和6年3月7日
安達 大樹	京都市山科区西野山中鳥井町55番地1 報徳マンション303	実態調査 に基づく 職権消除	令和6年3月7日

(山科区役所区民部市民窓口課)